



2024, 10, 07

No. 069

申10号

「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」の適用者に対し、
「労使間の取扱いに関する協約」に基づく取扱いを求める申し入れ

2024年10月7日 申し入れを提出

■ 「労使間の取扱いに関する協約」で

労使間協議に係る「勤務時間中の組合活動」は保証されている！

〔第3章 便宜供与 第1節 勤務時間中の組合活動 第49条（勤務時間中の組合活動）〕

■ これまで会社は、

労使間協議に係る「勤務時間中の組合活動」について

フレックスタイム制の場合はコアタイムしか認めていない。

■ 「コアタイム及びフレキシブルタイムの全ての時間を勤務しなかつた場合には、当該日を『日の欠勤』として取扱う」と定めている。

〔フレックスタイム規程 第9条（欠勤の扱い）〕

▷ 労使間協議に係る「勤務時間中の組合活動」をコアタイムとフレキシブルタイムを問わず認めなければ、勤務種別によって便宜供与に不平等が生じる環境に！

— 2024年10月「現業機関におけるコアタイムのないフレックスタイム制」が開始 —

▷ 制度改正により公平性を欠くにとどまらず、組合員の生活をも脅かしかねない不利益変更により、団体交渉権を抑圧しかねない！！

申し入れ事項

1. 労働条件に関する協約 第53条（労働時間制 フレックスタイム制）およびフレックスタイム制に関する協定の適用を受ける組合員について、フレキシブルタイムおよびコアタイムに関わらず、労使間の取扱いに関する協約 第3章 便宜供与 第1節 勤務時間中の組合活動 第49条（勤務時間中の組合活動）に基づき取り扱うこと。

2. 今申し入れに対する回答は、2024年10月31日までにを行うこと。また、団体交渉は2024年11月15日までに実施すること。

通称

「団体交渉権」を脅かしかねない！
「コア無しフレ」適用者の